

# 新宿稲門会会則

## 第1章 総則

(会の名称)

第1条 本会は、新宿稲門会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、新宿区内に置く。

(目的)

第3条 本会は、新宿区内に在住、又は在勤する早稲田大学在学経歴を有する者の親睦と啓発を図るとともに、併せて早稲田大学及び同校友会、新宿区並びに新宿区において活動する企業と連携し、早稲田大学及び同校友会並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 事業

(本会の行う事業)

第4条 第3条の目的を達成するために、本会は次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び啓発を図る事業
- (2) 早稲田大学及び同校友会の発展に寄与する事業
- (3) 東京23区稲門会連合の発展に寄与する事業
- (4) 地域社会の発展に寄与する事業
- (5) 早稲田大学及び同校友会、新宿区、新宿区内で活動する企業との連携を深めるための事業
- (6) 前各号に付帯する一切の事業

2 会長は、毎会計年度の開始前に、役員会の議決を経て、事業報告書、並びに事業計画書を作成し、定時総会に提出し承認を得なければならない。

## 第3章 会員

(入会資格)

第5条 新宿区内に、在住又は在勤する早稲田大学在学経歴を有する者及び早稲田大学在学学生は、本会の入会資格を得ることができる。

2 名誉会員になるためには常任幹事会がこれを推薦し、役員会で承認を得なければならない。

(入会手続き)

第6条 会員希望者は、役員会で定める手続きに従って、入会を申し込み、役員会がこれを承認したときに、本会の会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会で定める会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員の会費は無料とする。
- 3 会費納入の手続きは、役員会において定める。

(任意退会)

第8条 本会の会員は、会長宛ての退会届を提出することにより、何時にても本会を退会することができる。

(強制退会) 第9条 会長は、常任幹事会の承認を得た上で、本会の信用を著しく損ねた会員及び長期にわたり会費を納入しない会員を退会させることができる。

2 前項の常任幹事会の承認は、常任幹事定数の2分の1以上の出席する常任幹事会において、出席常任幹事の過半数以上の賛成により行う。

(会員資格の喪失・継続加入)

第10条 本会の会員は、第5条に定める入会資格を失ったとき及び第9条の強制退会に処せられたときは、本会会員たる地位を失う。

2 前項の定めに係わらず、会員が第5条に定める入会資格を失った後も、引き続き本会に加入することを希望する場合には、役員会の議を経て、決定する。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年1回開き、臨時総会は必要に応じて開く。

(総会の権限)

第12条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 決算の承認及び予算の議決に関する事項
- (2) 会則の制定、変更に関する事項
- (3) 毎年度の事業報告の承認並びに事業計画の決定
- (4) その他、役員会が総会に付議することを相当と認めた事項

(総会の招集・議決)

第13条 総会の招集は、役員会の議を経て、会長が行う。

- 2 定時総会を招集するには、遅くとも総会期日の2週間前に、各会員宛にその通知をしなければならない。
- 3 総会の議事は出席会員の過半数をもって決定する。
- 4 総会に関するその他の手続きは、必要に応じ、役員会において定める。

## 第5章 役員

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 8名以内
- (5) 常任幹事 9名以内 (幹事長・副幹事長・会計幹事を含む)
- (6) 幹事 29名以内 (常任幹事9名を含む)
- (7) 会計幹事 2名
- (8) 監事 2名
- (9) 相談役 若干名

(役員を選出)

第 15 条 役員は、総会において選出する。

- 2 前項の選出に必要な手続きは、役員会において定める。
- 3 前項の定めに係わらず、本会則制定時の役員は、直近総会において役員が選出されるまでは、本条により選出された役員とみなす。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 17 条 会長は、本会を代表し、会務を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ、役員会において定めた順位により、その職務を代行する。
- 3 幹事長は、本会の通常会務を執行する。更に役員会の議を経て事務局（長）を置くことができる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐する。
- 5 常任幹事は、常任幹事会を構成し、本会則に定める必要な事項を処理する。
- 6 役員は、役員会を構成し、本会則の定める事項を処理する。
- 7 会計幹事は、本会の会計上の適切なる運営を司る。
- 8 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
- 9 相談役は、役員並びに各組織の相談にあずかる。

(役員辞任)

第 18 条 役員は、会長宛の辞任届を提出することにより、何時にても役員を辞任することができる。

(役員解任)

第 19 条 役員は、何時でも総会の決議によって、解任することができる。

## 第 6 章 役員会

(会議)

第 20 条 役員会は、第 14 条の役員をもって構成し、幹事長が会長の命を受け招集する。

- 2 役員会の議長は、副会長がこれを行う。
- 3 役員会は、本会則に特別の定めがある場合を除くほか、議事は出席役員の過半数をもって決する。

(権限)

第 21 条 役員会は、本会則に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 本会の会務執行の方針に関する事項
  - (2) 幹事長の職務執行に関する事項
  - (3) 総会に提出する議案に関する事項
  - (4) 総会の議決により委任された事項
- 2 役員会は、幹事長に事故のあるときは、幹事長の職を代行する副幹事長 1 名を指名する。

(委員会)

第 22 条 役員会は、必要に応じて委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、役員会の補助機関とする。
- 3 委員会は、役員会の委嘱した会員で構成する。
- 4 委員会に関するその他の事項は役員会で定めるものとする。

## 第 7 章 常任幹事会

(会議)

第 23 条 常任幹事会は、副会長及び常任幹事をもって構成し、幹事長がこれを招集する。

- 2 監事は常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 常任幹事会の議長は、幹事長がこれを行う。
- 4 第 20 条第 3 項は常任幹事会にこれを準用する。

(権限)

第 24 条 常任幹事会においては、本会則に定める事項のほか、次の事項を処理する。

- (1) 役員会に提出する議案に関する事項
- (2) 総会に提出する議案に関する事項
- (3) その他会務運営上必要な事項

## 第 8 章 会計

(会計年度)

第 25 条 本会の会計は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(決算)

第 26 条 会計幹事は、毎会計年度終了後、決算書を作成し、役員会の議決及び監事による監査を受け、定時総会に提出して、その承認を得なければならない。

- 2 監事は、前項の規定による監査の結果について定時総会において報告しなければならない。

(予算)

第 27 条 会計幹事は、役員会において承認された予算(案)を、定時総会に提出し、その承認を得なければならない。

## 第 9 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 28 条 本会則を改正するには、総会において出席会員数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(解散)

第 29 条 本会を解散するには、総会において、出席会員数 4 分の 3 以上の同意をえなければならない。

(残余財産の処分)

第30条 本会の解散のときに有する財産は、総会の決議により、次のいずれかの方法により財産を処分する。

- (1) 早稲田大学に寄贈する。
- (2) 地方公共団体に寄贈する。

第31条 本会則に定めなき事項については、幹事長が提案し、常任幹事会が決定する。

#### 第10章 附則

本会則は、平成9年11月26日より施行する。  
本会則は、平成13年11月7日より施行する。  
本会則は、平成15年10月8日より施行する。  
本会則は、平成17年10月7日より施行する。  
本会則は、平成18年10月6日より施行する。  
本会則は、平成19年10月4日より施行する。  
本会則は、平成20年10月7日より施行する。  
本会則は、令和1年10月11日より施行する。